

○富士市海外産業財産権取得事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第50号

改正 令和3年3月31日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業の技術、新製品等の開発を促進するとともに、その保護を図るため、国外における産業財産権を取得しようとする市内の中小企業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののはか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業財産権 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で特に市長が認めるものをいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、国外における産業財産権を取得しようとする中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有すること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 他の同種の補助を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、中小企業者等が国外における産業財産権を取得するために行う出願事業とする。

2 産業財産権のうち既にこの補助金の交付の決定を受けた権利と同一の権利に係る出願事業は、当該決定のあった年度においては、補助の対象とならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる

経費（第7条に規定する申請の時点において現に支出のあったものに限る。）とする。

- (1) 出願に要する経費
- (2) 出願審査の請求に要する経費
- (3) 初回の登録に要する経費（実用新案権の取得に限る。）  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条各号に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、同一年度内の補助金の総額は、30万円を限度とする。

2 産業財産権の取得に当たり共同出願を行う場合の補助金の額は、補助対象経費の負担割合により按分し、それぞれの補助金の額を決定する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、出願をした日から90日以内に、富士市海外産業財産権取得事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 願書及び出願の内容が分かる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 申請者の事業概要、沿革等が分かる書類の写し
- (4) 市税完納証明書

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるものについては、補助金の交付を決定し、富士市海外産業財産権取得事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について必要な条件を付することができる。

(事業効果の報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、出願に係る審査等の結果について、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の出願に係る補助金について適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。